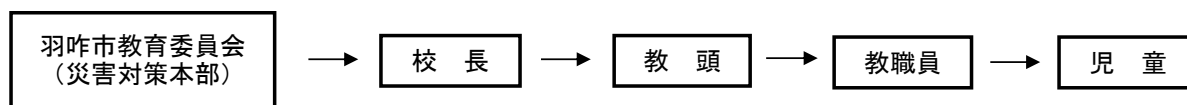


6 原子力災害の対応について

〈 原子力災害時の指示連絡体制 〉



屋内退避の実施

屋内退避については、市災害対策本部の指示に従い、次の点に留意する。

- (1) 教職員は、校長の指示を受け、屋外の児童を教室に誘導するとともに、退避時の事故防止に努め、安全を第一とする。
- (2) 教職員は、退避完了後、直ちに施設の窓及び換気扇を閉めるなど、室内を密閉する措置をとる。
- (3) 教職員は、児童退避完了後、人員を把握し、速やかに校長に報告する。
- (4) 校長は、児童の退避完了を確認し、速やかに退避完了の日時、場所、職員・児童数等を報告する。

[退避行動の順序と留意点]

順序	退避行動と留意点
1	緊急放送 <ul style="list-style-type: none"> ・放送を正確に聞き取る。 (例) 災害対策本部より、ただ今屋内退避指示がありました。先生方は屋外にいる児童を屋内に誘導するとともに、児童を教室待機させてください。教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇を止め、児童の保護にあってください。 なお、屋内退避完了次第、人員の確認・健康観察を行い、職員室まで報告してください。
2	整列 <ul style="list-style-type: none"> ・学習現地で先生の指示をしっかりと聞く。 ・児童を整列させ、人数の確認をする。
3	退避行動 <ul style="list-style-type: none"> ・「おさない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」(指示を守る) ・教師は校舎内まで整然と誘導する。 ・教室にいる場合は、そのまま待機する。 ・運動場 → 児童玄関から校舎内へ入る。 ・非常口及び出入り口の戸を閉める。 ・授業担当教諭、養護教諭、用務員は、特別教室・廊下の窓・児童玄関・非常口等を閉め、トイレ等の換気扇を止める。 ※休憩時は、校内放送の指示をしっかりと聞き、屋内退避をする。 (直ちに教室に入る) ・学級担任は、教室で人員を確認する。 ・校舎内にいる教職員は体育館へ行き、児童の人員を確認する。
4	教室集合 <ul style="list-style-type: none"> ・人員を確認し、教室の窓やカーテンを閉める、換気扇を止める。 ・退避完了と人員の報告をする。
5	放送 <ul style="list-style-type: none"> ・屋内退避解除まで待機する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・教頭、事務主査は電話着信指示内容を記録する。

※ コンクリート屋内退避の指示が出された場合

市災害対策本部から地域住民にコンクリート屋内退避の指示が出された場合は、本校が地域住民の避難所となるため、市災害対策本部(避難所責任者)の指示に従い児童の移動等必要な処置を講ずる。

※ 校舎からの退避の指示が出された場合

市災害対策本部からの退避の指示を受けた場合、児童の屋内退避を行った後に、(市災害対策本部が準備した輸送車で)避難場所へ移動する。